

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	昭和村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業課
所在地 利根郡昭和村大字系井388
電話番号 0278-25-3436
FAX番号 0278-24-5254
メールアドレス sangyo@vill.gunma-showa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ニホンザル、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ ※以下、鳥類のうちカラス、ムクドリ、ヒヨドリはカラス等と表記する。
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	昭和村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ニホンジカ	レタス、ほうれんそう	3,835	70
イノシシ	芋類、野菜類	1,774	50
ツキノワグマ	とうもろこし	176	12
ハクビシン	いちご、とうもろこし	1,196	3
アライグマ	りんご	71	1
タヌキ	いちご	399	1
ニホンザル	被害は確認出来ないが目撃情報がある。	-	-
カラス等	りんご、とうもろこし	173	5

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	以前から村内に生息しており、農地等へ出没し、農作物に多くの被害を与えていた。平成14年度から侵入防止柵を整備したが、依然被害が多く発生しているため、被害の拡大が懸念される。
イノシシ	村内周辺の山林に生息しており、こんにゃく等の掘り起こしなど、農作物に被害を及ぼしている。特に山林付近の農地への出没が目立つ。

ツキノワグマ	村内周辺の山林に生息し、毎年収穫時期を中心にとうもろこし、果樹に被害が発生している。人家近くに出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。
ハクビシン	村内各地で生息が確認されている。いちごやとうもろこしなどの食害が発生している。また、住宅や空き家での糞害などの生活環境被害も発生している。
アライグマ	村内各地で生息が確認されている。果樹のほか野菜類の食害も報告されている。また、住宅や空き家での糞害などの生活環境被害も発生している。
タヌキ	村内各地で、果樹や野菜類の食害が認められる。またハウスや住宅敷地内での糞害など生活環境被害も発生している。
ニホンザル	沼田市利根町境付近や国有林に群れが移動してくることがあるが、村内で群れの確認はない。離れザルと考えられる個体が、希に人里付近で目撃されており、果樹や野菜の被害が懸念される。
カラス等	年間を通し、果樹、野菜に被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
ニホンジカ	3,835	70	3,451	63
イノシシ	1,774	50	1,596	45
ツキノワグマ	176	12	158	10
ハクビシン	1,196	3	1,076	2
アライグマ	71	1	63	1
タヌキ	399	1	359	1
ニホンザル	—	—	—	—
カラス等	173	5	155	4

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	鳥獣被害対策実施隊を編成	狩猟者の減少に伴い従事者の

に関する取組	し、銃器、わな、箱わなを要いて対象鳥獣を捕獲している。 捕獲個体については、従事者が埋設処分をしている。	育成が急務である。 また、従事者が減少しているため、早急に ICT 機器を導入するなどにより業務効率化と従事者の負担軽減を進める必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	平成 14 年度から 23 年度まで国及び県の補助事業を活用し、ニホンジカ・対策として、防護柵を約 11 km 設置し、平成 24 年度には既存の柵にイノシシ用の返しを設置して農地への侵入を防いでいる。平成 25 年度から 30 年までニホンジカ・イノシシに加え、ニホンザル対策のため防護柵と電気柵の複合柵を約 3 km 設置した。 その後も多面的機能支払交付金を用いて各地区の管理で毎年防護柵を設置している。 また、令和 4 年度から、農家による電気柵等の購入に対する補助金を交付することで、電気柵等の設置を推進してきた。	多面的機能支払交付金で設置した防護柵について、各地区の維持管理が十分に行えていない状況が度々見受けられる。
生息環境管理その他の取組	大型野生獣の潜み場となっている放置された山林について、県のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業を活用して整備を実施している。	整備後、5 年程度経過すると、維持管理の難しさから竹や雑木が生えてしまって、潜み場に戻ってしまっている場所が増えてきている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵の設置や荒廃した山林の整備、農作物残渣の適正な管理を推進することで、鳥獣が出没しづらい環境をつくる。また、捕獲活動について、ICT等新技術を活用することで、従事者の負担を軽減し効率的な捕獲を推進する。	
ニホンジカ	侵入防止柵の設置及び維持管理、山林の整備、農作物残渣の適正な管理、ICT等新技術の活用、捕獲器材の購入を進め、効率的な捕獲を行う。
イノシシ	侵入防止柵の設置及び維持管理、山林の整備、農作物残渣の適正な管理、ICT等新技術の活用、捕獲器材の購入を進め、効率的な捕獲を行う。
ツキノワグマ	農作物被害のほか、人身被害の可能性が高まっている。人身被害が発生する恐れがある場合は捕獲を行う。また、ICT等新技術の活用により効率的な捕獲を推進する。
ハクビシン	捕獲器材の購入、箱わなによる捕獲を行う。
アライグマ	捕獲器材の購入、箱わなによる捕獲を行う。
タヌキ	捕獲器材の購入、箱わなによる捕獲を行う。
ニホンザル	被害防止のため、動物駆逐用煙火による追い払いを行う。必要があれば箱わなによる捕獲を行う。
カラス等	被害防止のため、農作物残渣の適正な管理を推進し、花火での追い払い、わなや銃器による捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲について、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名して適切に実施する。また、わな免許所持者である被害農業者については鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。

イノシシやツキノワグマに対しては、半矢の防止や射程距離延長による効率的で安全な有害捕獲のため、必要に応じてライフル銃(特定ライフル銃含む)を使用する。

近年、大型野生獣の出没増加による人身被害が懸念されている。イノシシ及びツキノワグマ(錯誤捕獲で放獣不可の場合)の有害鳥獣捕獲に際し、実施隊は、それらの獣種による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるときなどで、安全かつ確実に捕獲(止め

刺し等)する必要がある場合は、確実な安全を確保したうえで、ライフル銃（特定ライフル銃含む）を使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度	ニホンジカ	鳥獣被害対策実施隊と連携を取り、捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ICT等新技术を導入し、捕獲活動を効率化する。
	イノシシ	同上
	ツキノワグマ	同上
	ハクビシン	同上
	アライグマ	同上
	タヌキ	同上
	ニホンザル	同上
	カラス等	同上
令和 9年度	同上	同上

令和 10年度	同上	同上
------------	----	----

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
ニホンジカ	農作物被害が毎年継続的に発生している。個体数も増加していると考えられることから、ICT等新技術等を活用し効率的な捕獲を実施する。過去の捕獲実績と被害状況から、計画数は各年度200頭とする。
イノシシ	農作物被害が毎年継続的に発生している。個体数も増加していると考えられることから、ICT等新技術等を活用し効率的な捕獲を実施する。過去の捕獲実績と被害状況から、計画数は各年度50頭とする。
ツキノワグマ	被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。
ハクビシン	農作物被害と生活環境被害が増加傾向にあるため、継続的に箱わなによる捕獲を実施する。被害状況を踏まえ、計画数は、各年度40頭とする。
アライグマ	農作物被害と生活環境被害が増加傾向にあるため、継続的に箱わなによる捕獲を実施する。被害状況を踏まえ、計画数は、各年度30頭とする。
タヌキ	農作物被害と生活環境被害が増加傾向にあるため、継続的に箱わなによる捕獲を実施する。被害状況を踏まえ、計画数は、各年度30頭とする。
ニホンザル	群れで確認はされていないが、ニホンザルの目撃がある。出没時の対応は追い払いを基本とするが、農作物被害が著しい場合や人的被害が懸念される場合は、関係機関と協議のうえ実施隊により、箱わなによる捕獲を実施する。計画数は、各年度とも3頭とする。
カラス等	村内全域において果樹や野菜類への被害が発生していることから、計画数は、各年度400羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス等	400羽	400羽	400羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については関係法令のほか群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンジカ	年間を通じて村内全域で農作物等への被害が発生しているため、被害発生地域を中心にくくりわな及び銃器による捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。
イノシシ	年間を通じて村内全域で農作物等への被害が発生しているため、被害発生地域を中心にくくりわな及び銃器による捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。
ツキノワグマ	人身被害防止等、捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。 捕獲場所は村内全域とする。
ハクビシン	年間を通じて農作物被害や生活環境被害が発生している。被害が発生及び予測される場合は、箱わなによる捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。
アライグマ	年間を通じて農作物被害や生活環境被害が発生している。被害が発生及び予測される場合は、箱わなによる捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。
タヌキ	年間を通じて農作物被害や生活環境被害が発生している。被害が発生及び予測される場合は、箱わなによる捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。

ニホンザル	出没時の対応は追い払いを基本とするが、農作物被害が著しい場合、人的被害が懸念される場合は、関係機関と協議のうえ、箱わな及び銃器により捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。
カラス等	年間を通じて農作物への被害が発生しているため、わな及び銃器による捕獲を実施する。 捕獲場所は村内全域とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシやツキノワグマに対しては、半矢の防止や射程距離延長による効率的で安全な有害捕獲のため、ライフル銃(特定ライフル銃含む)の使用を必要とする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
昭和村全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。)第 4 条第 3 項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	なし	なし	なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ タヌキ ニホンザル カラス等	・ 県の補助金等を活用し、荒廃した里山の整備を実施する。 ・ 農作物残渣の適正処理や、放任果樹の除去などに関して周知を図る。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

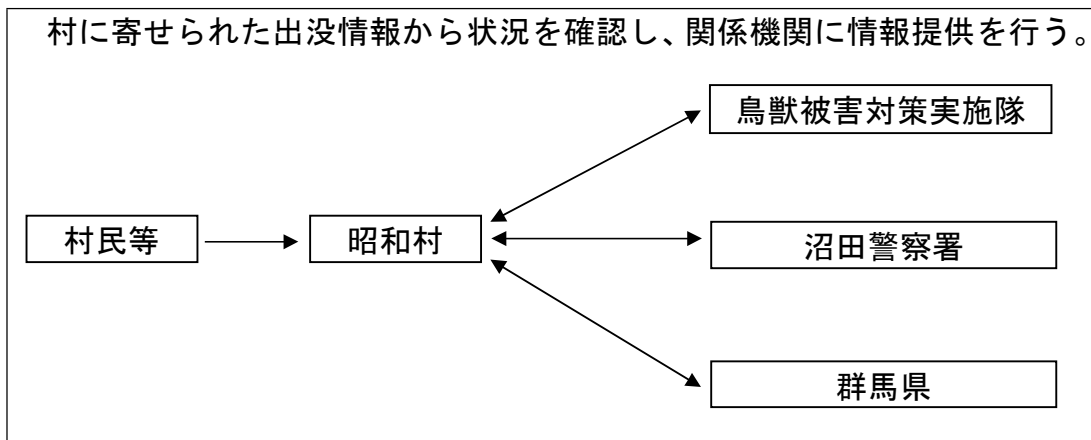
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
昭和村	住民への注意喚起、関係機関との連絡調整、情報集約、捕獲従事者への追い払い・捕獲依頼、パトロール、現場確認、有害捕獲許可、情報発信
沼田警察署	パトロール、注意喚起、立入り制限、交通整理、現場確認、情報発信
鳥獣被害対策実施隊 (利根沼田猟友会昭和支部)	追い払い・捕獲
県(自然環境課)	関係機関への連絡調整、情報提供、県民への注意喚起
県(利根沼田環境森林事務所)	関係機関との連絡調整、情報提供、市町村応援

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

感染症防止、生態系への影響を考慮した上で埋設処理を行う。
また、必要に応じて関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣の食品への利用予定はない。
ペットフード	捕獲した鳥獣のペットフードへの利用予定はない。
皮革	捕獲した鳥獣の皮革への利用予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲した鳥獣のその他利用についての予定はない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備等の予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定はない。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：昭和村有害鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
利根沼田猟友会昭和支部	鳥獣の捕獲、追い払い、情報の収集及び提供
鳥獣保護管理指導員	助言及び指導、情報提供

利根沼田農業事務所	技術供与と支援、資料収集、情報共有
利根沼田環境森林事務所	技術供与と支援、資料収集、情報共有
利根沼田農業協同組合	協議会と被害農家の連携、情報提供
行政区	農家等住民から協議会への被害の連絡 協議会と住民の連携、情報共有
昭和村議会	村民から要望等の集約、報告
昭和村農業委員会	農地等に関する情報提供 協議会と被害農家の連携、情報共有
昭和村 産業課	協議会の運営等、連絡・調整

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県環境森林部自然環境課	鳥獣被害防止対策の情報提供
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止対策の指導・助言
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

昭和村鳥獣被害対策実施隊
・ 現在隊員数 14 名（隊長 1 名、副隊長 1 名、隊員 12 名）
令和 8 年 2 月 28 日時点
・ 対象鳥獣の捕獲及び追い払いを行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害農家のわな免許取得や動物用駆逐煙火の講習受講を推進し、担い手の確保を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止対策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者間で被害状況や出没状況などの情報を共有し、体制を整える。また、近隣市町村と連携し、被害対策の情報を共有することで、より効果的な被害の防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。